



高額介護サービス費の算定誤りについて

介護保険制度では、1か月のサービスの利用者負担の合計が上限額を超えた場合に、申請によりその超えた部分を支給する制度（高額介護サービス費）があります。

この度、高額介護サービス費の算定に誤りがあり、一部の方の支給金額が本来よりも少なく支給されていたことが判明しました。

1 概要

高額介護サービス費を算定する際の利用者負担額に、難病等による公費負担医療対象者が、訪問看護など介護保険サービスを利用したときの自己負担額を含まずに算定していました。

このため、本来の支給金額よりも少なく「高額介護サービス費」が支給されています。

2 追加支給の対象

(1) 対象者 約20人

(2) 金額 約250,000円

※ 現時点における概算のため、今後変動する可能性があります。

3 経緯

一部の保険者から厚生労働省に対し、公費負担医療対象者の高額介護サービス費の算定誤りが発生した旨の報告がありました。このため、同サービス費の算定が適切に行われているかどうかの確認依頼が厚生労働省からあり、本市の算定方法を調査したところ、同様の算定誤りがあったことが判明しました。

4 原因

市職員及び呉市の介護保険システムの委託業者（以下「委託業者」といいます。）とともに、高額介護サービス費を算定する際、利用者負担額に、難病等による公費負担医療対象者の自己負担額を含めるという認識がなく、システムの誤りに気づけなかったため。

5 今後の対応

- (1) 追加支給対象者が確定次第、追加支給についてのお詫びとご案内の通知を送付します。
- (2) 現在使用している介護保険システムについては、5月下旬に対策版が提供される予定です。
- (3) 高額医療合算介護サービス費等への影響を調査し、同様に追加支給が必要な場合は、対象となる方に別途通知します。

6 再発防止策

委託業者と連携を密にし、サービスの目的や内容、算定方法について法令に基づき把握・確認を行って参ります。